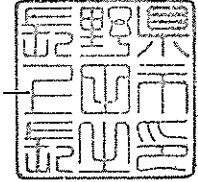


23行革第23号  
平成23年5月25日

上田市行財政改革推進委員会会長 様

上田市長 母袋 創



## 第二次 上田市行財政改革大綱の策定について（諮問）

急激に進む少子・高齢化と人口減少社会、また東日本大震災をはじめとする様々な社会経済環境の変化の中で、継続可能な発展を目指すためには、将来を見据えた効率的かつ効果的な行政経営を確立し、生活者起点の考え方に立った地域経営を推進する必要があります。

上田市では、平成18年3月の合併以来、新市建設の理念を実現するため、総合計画前期基本計画による政策及び施策を推進するとともに、本年度を実施最終年度とする「第一次上田市行財政改革大綱」を定め、効率的で効果を重視した満足度の高い行政サービスの向上を目指した改革を進めてきました。

また、本年4月には、市民、市議会、及び市が、それぞれの役割と責任のもと、参加と協働により活力ある自立した地域社会を実現することを目指し、「上田市自治基本条例」を施行しました。

第一次上田市行財政改革大綱の実施期間は、平成23年度をもって終了します。

つきましては、上田市自治基本条例の理念と趣旨を踏まえるとともに、これまでの改革を継承し、上田市の行財政改革の基本指針となる「第二次上田市行財政改革大綱の策定」について、諮問いたします。

# 第二次 上田市行財政改革大綱の策定方針

## ～ 市民とともに進める新たな改革 ～

急激に進む少子・高齢化と人口減少社会、また東日本大震災をはじめとする様々な社会経済環境の変化の中で、継続可能な発展を目指すためには、将来を見据えた効率的かつ効果的な行政経営を確立し、生活者起点の考え方に立った地域経営を推進する必要があります。

上田市では、平成18年3月の合併以来、新市建設の理念を実現するため、総合計画前期基本計画による政策・施策を推進するとともに、第一次行財政改革大綱に基づく改革を進め、効果を重視した満足度の高い行政サービスの向上を進めてきました。

また、今年4月に施行した「上田市自治基本条例」では、市民・市議会・市がそれぞれの役割と責任のもと、参加と協働により活力ある自立した地域社会を実現することを目指しています。

第二次上田市行財政改革大綱は、これまでの改革を継承するとともに、自治基本条例の理念と趣旨を踏まえ、成長・発展期と位置付ける上田市の後期基本計画を、効率的かつ効果的に達成するための行財政改革の指針と位置付けるものです。

### 1 大綱の視点

市民の参加と協働による自治及び地域の個性と特性を尊重した地域内分権を推進するため、「聖域・例外を設けず先送りしない改革」及び「生活者起点の考え方」を原則とし、次の視点から改革に取り組みます。

- ① 市民参加と協働を推進する改革
- ② 地域内分権を推進する改革
- ③ 成果とコストを重視する改革
- ④ 情報の共有化と透明性を確保する改革

### 2 改革の体系

#### (1) 行政サービスの改革

- ① 市民参加の拡大と協働の推進
- ② 情報の共有化
- ③ 窓口サービスの向上
- ④ 行政評価システムの構築

#### (2) 財政基盤の改革

- ① 民間活力活用の推進
- ② 受益と負担の適正化

#### (3) 経営体制の改革

- ① 時代の変化に対応する行政組織の見直し
- ② 職員の意識改革
- ③ 中長期的視点に立った公共施設のあり方の見直し

3 推進期間 平成24年度から平成27年度まで(後期基本計画と同期間)

4 重点的に取り組む事項 大綱の策定後に、具体的項目・取組期間・内容を「アクション・プログラム」として別に策定します。

### 5 策定体制

- (1) 市民の参加と協働・・・行財政改革推進委員会へ大綱の策定を諮問し、市と協働で策定を進めるとともに、市民からパブリックコメントを募集します。
- (2) 庁内の体制・・・主管課長による「行財政改革推進チーム」を編成し、全庁体制で取り組みます。

### 6 大綱等の策定スケジュール

- (1) 平成23年 5月 地域経営会議・・・行財政改革大綱の策定方針の協議
- (2) 平成23年 5月 部長会議・・・策定方針の協議、決定
- (3) 平成23年 5月 市長から上田市行財政改革推進委員会へ諮問
- (4) 平成23年 9月 上田市行財政改革推進委員会から大綱の答申
- (5) 平成23年10月 庁内で大綱の検討、地域経営会議・部長会議で協議決定⇒策定
- (6) 平成23年11月 大綱の方針に沿って、庁内でアクション・プログラムの原案作成
- (7) 平成24年 3月 上田市行財政改革推進委員会へアクション・プログラム(案)を提示・具申
- (8) 平成24年 3月 庁内で最終調整し、地域経営会議・部長会議で協議決定⇒策定

### 7 策定後の進捗管理

- (1) 毎年度、アクション・プログラムの進捗状況を公表します。
- (2) 行財政改革推進委員会にアクション・プログラムの進捗状況を報告し、意見を求めます。